

伊丹市乗合自動車乗車料条例の一部を改正する条例の制定について

伊丹市乗合自動車乗車料条例の一部を改正する条例を別記のとおり制定する。

令和8年6月5日提出

伊丹市長 中 田 慎 也

理 由

乗合自動車乗車料の適正化を図るため。

伊丹市乗合自動車乗車料条例の一部を改正する条例（令和 8 年伊丹市条例第 号）

伊丹市乗合自動車乗車料条例（昭和 37 年条例第 34 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 1 号ア中「230 円」を「290 円」に改め、同号イ中「120 円」を「150 円」に改め、同項第 2 号ア中「600 円」を「800 円」に改め、同号イ中「300 円」を「400 円」に改め、同項第 4 号の表中「9, 660 円」を「12, 180 円」に、「27, 530 円」を「34, 710 円」に、「52, 160 円」を「65, 770 円」に、「4, 830 円」を「6, 090 円」に、「13, 770 円」を「17, 360 円」に、「26, 080 円」を「32, 890 円」に、「7, 460 円」を「10, 440 円」に、「21, 260 円」を「29, 750 円」に、「40, 280 円」を「56, 380 円」に、「6, 220 円」を「8, 700 円」に、「17, 730 円」を「24, 800 円」に、「33, 590 円」を「46, 980 円」に、「3, 110 円」を「4, 350 円」に、「8, 870 円」を「12, 400 円」に、「16, 800 円」を「23, 490 円」に改める。

附則を附則第 1 項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の 1 項を加える。

（料金の特例）

- 2 当分の間、第 3 条第 1 項第 1 号ア中「290 円」とあるのは「250 円」と、同号イ中「150 円」とあるのは「130 円」と、同項第 2 号ア中「800 円」とあるのは「600 円」と、同号イ中「400 円」とあるのは「300 円」と、同項第 4 号の表中「12, 180 円」とあるのは「10, 500 円」と、「34, 710 円」とあるのは「29, 930 円」と、「65, 770 円」とあるのは「56, 700 円」と、「6, 090 円」とあるのは「5, 250 円」と、「17, 360 円」とあるのは「14, 970 円」と、「32, 890 円」とあるのは「28, 350 円」と

と、「10,440円」とあるのは「7,460円」と、「29,750円」とあるのは「21,260円」と、「56,380円」とあるのは「40,280円」と、「8,700円」とあるのは「6,220円」と、「24,800円」とあるのは「17,730円」と、「46,980円」とあるのは「33,590円」と、「4,350円」とあるのは「3,110円」と、「12,400円」とあるのは「8,870円」と、「23,490円」とあるのは「16,800円」とする。

付 則

この条例は、令和8年8月31日から施行する。